下水道工事特記仕様書

1．工事番号及び工事名

舞下水工第6号　公共下水道管移設（森本町第33）工事

2．工事場所

舞鶴市　森本町　地内

3．工事概要

既設管撤去工

本管（VUφ200）　L=26.8m

取付管（VUφ100）L=1.5m

0号人孔　N=3基

4．工　　期

契約日の翌日から令和９年３月３１日まで

5．工事の種類

本工事は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）別表第１の上欄に掲げる「土木一式工事」に該当する。

6．工事に適用する仕様書

（１）本工事は、本特記仕様書、舞鶴市工事共通仕様書（平成24年版）及び舞鶴市工事共通仕様書1-2（用語の定義）第10に規定する工事共通仕様書として、次の仕様書を適用する。

・「土木工事共通仕様書（案）」令和6年4月　京都府刊

ただし、第１編　共通編　第１章　総則を除く

・「下水道土木工事必携（案）」2021年版　公益社団法人 日本下水道協会

１．下水道土木工事共通仕様書（案）

ただし、第１章　管路　第１節　総則を除く

第２章　処理場・ポンプ場　は除く

（２）下請契約を締結する場合は、舞鶴市共通仕様書の２－２施工体制台帳「１．一般事項」及び「４．対象以外の工事」を適用除外とし、請負代金額に関係なく国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備え付けるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない

７．工事関係図書

舞鶴市工事共通仕様書 2-1 の規定による工事関係図書は「Ｉ土木関連工事」の規定を適用する。

８．施工管理基準

「下水道土木工事必携（案）2021 年版」の 2. 下水道土木工事施工管理基準及び規格値（案）に基づき施工管理を行い、工事内容に応じた施工管理計画を立案し施工計画書に記載すること。

なお、当該基準に定めのない工種については、「土木工事施工管理基準」平成 29 年 9 月　京都府刊により行うものとする。

それ以外の工種については監督職員と協議のうえ、管理方法を定めるものとする。

写真撮影頻度については、舞鶴市上下水道部で定める「工事写真記録撮影要領（案）平成 20 年 4 月」によるものとし、出来形管理については、舞鶴市上下水道部で定める「出来形管理基準及び規格値（案）平成 18 年 9 月」によるものとする。

９．段階確認

本工事における段階確認は以下のとおりとする。また、下記に記載されていない事項でも必要なものについては監督員の指示に従い、確認を受けなければならない。

段階確認実施項目

種　　別	細　　別	確認時期	備　　考
事前測量		着手前	施工位置確認

１０．工事標識の設置

（１）舞鶴市工事共通仕様書 3 - 8 の工事目的の記載内容は下記のとおりとする。

「この工事は、市道和泉通線道路改良事業に伴い下水道管を移設する工事です。」

（２）国道・府道占用工事看板について

国道・府道占用工事を行う場合は、以下の看板を工事区間起終点に設置しなければいけない。

看板の規格等・・・縦１４０ｃｍ　横１１０ｃｍ　（下地は白）

記載内容：工事内容（下水道工事を行っています）、工事期間、工事種別（下水道工事）、発注者、施工者、挨拶文

詳細については監督職員より指示するものとする。

１１．工事測量

舞鶴市工事共通仕様書 3-15 の規定による工事測量は「Ｉ土木関連工事」の規定を適用する。

１２．工事材料の取扱い

本工事は、舞鶴市工事共通仕様書及び下水道土木工事必携（案）を適用する。なお、当該基準に定めのないものは、下記に示すとおりとする。それ以外の材料を使用する場合は、監督職員と協議のうえ定めるものとする。

（１）資材：良質土

１．設計ＣＢＲが６以上かつ粒度分布が滑らかなもの

２．不純物（木片、草等）を含まないもの

（２）資材：埋戻砂・埋戻砕石

１．工業生産過程で副産物として生産されたもの又は天然の砂、山砂であること。

２．砂は良質で適当な粒度をもち、地盤材料の工学的分類方法（日本統一分類法）による分類が“砂”｛Ｓ｝及び“礫質砂”｛ＳＧ｝であり、かつ、礫の最大粒径が 19㎜ 以下であること。

３．ゴミなどの有害物を含まないこと。

（３）資材：マンホール材料

下水道土木工事必携（案）に準拠すること。

また、別に定めるものは以下に示す。

・各種鉄蓋

蓋のデザインは監督職員が承諾したものとする。

（４）資材：埋戻土

管撤去後の埋戻土については、現場流用土を使用するものとする。

１３．管きょ工（開削）について

本工事においては、下水道土木工事必携（案）を適用することとし、以下に定める基準についても適用する。

（１）管路土工（管埋戻）

管基礎完了後は、人力又は機械等により管に影響を与えないよう埋戻し材を投入し、これを人力にて敷き均し、一層の仕上り厚さを路床（舗装下 1m）については 20cm、それ以外のものについては 30cm 以下とし、各層ごとに十分転圧を行い確実に締め固めること。

（２）管基礎

１．床付け面の仕上げ

人力で凹凸をなくし、平坦に床付け面の仕上げを行う。湧水のあるところでは排水を十分に行い、がれき等の固いもの

は管に悪影響を与えるので必ず取り除くこと。

２．管据付け面の仕上げ

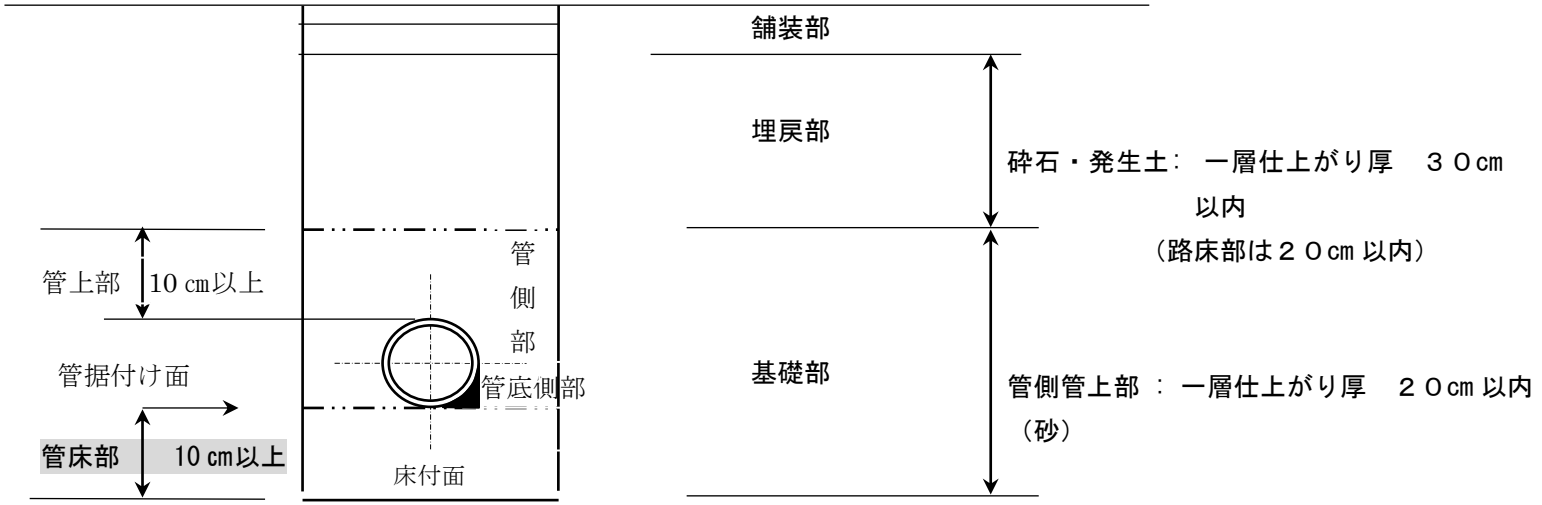
管据付け面の仕上げは、原地盤の影響を受けないよう10ｃｍ～20ｃｍ程度の基礎材を設計管底高さやこう配に注意しながらタンパなどで十分転圧を行う。

３．管底側部

管床部と管の隙間（管底側部）は、基礎材が回り込みにくく、締固め不足が生じやすいため管側部の施工に先立ち、基礎材を十分充てんし、足踏みや突き棒で入念に突き、締固めること。

４．管側管上部

基礎材を投入する際は、管が移動しないよう管の左右に交互に投入する。このとき、管の心出しや移動防止にくい等を使用した場合は、必ず取り除くこと。管底側部は空洞にならないよう、たこ、突き棒等で十分に締固める。管側管上部の基礎材の巻き出しは一層の仕上がり厚さが20ｃｍ以内になるように一層ごとに基礎材を均等に敷きならし、たこつき棒等により左右均等に入念に締固めること。



（３）管路土留工

土留工法は任意仮設とする。施工計画書に工法と構造計算書を添付し監督職員の承諾を得ること。

掘削深 H=1.5m未満であっても、地山の安定が確保できない場合は、土留め工を設置すること。

（４）開削水替工

排水を周辺の既設道路側溝、あるいは公共水域に放水する場合は、沈殿ろ過装置を設け未然に掘削土砂、ヘドロの流出を防ぐこと。工事完了後、側溝などに本工事が原因の土砂、ヘドロの堆積が認められた場合は、速やかに請負人の負担において清掃、処理すること。工事中は栓等を使用し、地下水等が下流下水道管に流入しないようにすること。

（５）取付管およびます工

取付管は公道と民有地との境界での高さを管理すること。また、取付管は既設管同士を 10‰以上の勾配をとり接続させる事とするが、未接続の箇所で今後の計画がある場所については、境界でキャップ止めにして配管し、かつ 10‰以上の勾配とする。側溝・水路等の横断箇所については、敷の取り壊しを行い、埋戻し後十分転圧し、復旧すること。なお、敷きの取り壊しに支障がある場合は、監督職員と協議を行うこと。また、出来形管理のうち、取付管の設置位置を明確に保存するため、「舞鶴市公共下水道への取付管位置の明示に係わる取付要項について　平成 27 年 9 月」に基づき、書類及び写真を各戸ごとに整理し、１部提出すること。なお、取付管明示ピンは支給品とする。

１４．施工手順について

掘削および鉄蓋撤去・設置、埋戻し、舗装復旧までの作業を１箇所あたり半日程度のサイクルで施工すること。

１５．管内清掃について

下水道管の管内清掃が必要な場合は、監督職員の指示に従い請負人の負担により施工しなければならない。なお、管内の洗浄水を下水道管の下流に流してはならない。

１６．残土処分について

本工事は建設発生土がないものを想定している。

１７．指定副産物の処分について

本工事により発生する次の内容については、適正に処分すること。（鉄くずは有価物として処分）

運搬の際は落下や飛散防止のため、必ずシートを掛けて運搬すること。

また、舞鶴市共通仕様書 3-7 に規定する指定副産物について、下記に該当する場合は設計変更の対象とする。

(1)施設が受入量を超える等、処理不能状態となった場合。

(2)発生した建設副産物の条件が、別表２に明示されている条件と異なった場合。

(3)処理業の不適正な行為を行政機関が確認した場合。

(4)近隣に新規の許可施設が開設された場合。

建設副産物一覧

工　種	建設副産物
撤去工	鉄くず、ｺﾝｸﾘｰﾄ殻

※上記に記載されていない事項を確認した場合は速やかに監督員へ報告し確認を受けること。

１８．交通誘導員について

作業時（施工時）は必ず配置し、工事区間の起点終点にそれぞれ１名ずつ、適宜配置すること。

配置場所	交通誘導員
市道施工（起終点等）	２名／日

その他、必要個所、人数については監督職員との協議によるものとする。

１９．試掘について

地下埋設物の位置及び埋設深の確認が必要な場合、試掘を行うものとする。試掘箇所については、監督職員と協議するものとする。施工手順については、施工計画書に記載すること。

２０．着工前調査について

請負者は請負者の負担により、監督職員の指示する個所について工事着手前の現場付近の状況（側溝、電柱、標識、舗装、区画線及び家屋や生垣・土間等）が確認できるように写真等の記録を作成し、工事着手前に調査結果を提出しなければならない。なお、民地を調査する場合は、その旨の了解を得ること。

２１．安全管理について

マンホール、管渠などの内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める硫化水素・酸素欠乏危険作業主任者を選任し、その指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を測定し確認すると共に、換気等事故防止に必要な措置を講じること。

２２．第三者との交渉（個人負担による取付管）について

請負者は工事に関して第三者から交渉を受け、または第三者と交渉する必要がある時は監督職員に報告しなければならない。なお、本工事のうち、取付管を個人負担にて追加したいと申し入れがある家屋がある場合は、取付管を希望される方とその費用

等についての交渉を事前に行い、その交渉記録と「下水道施設工事施工申請書」を監督職員に提出すること。なお、工事完了後には「下水道施設寄付採納願」を監督職員に提出すること。

２３．設計図面（ＣＡＤデータ）の貸与について

本工事にて貸与する設計図面の電子データは、平面図・縦断図・横断図・構造図の V-nas データであり、請負者から要求があった場合には貸与する。データの貸与・返却については、工事打合簿にて記録すること。

２４．工事書類の簡素化について

（１）別添「土木工事書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿（指示、協議、承諾、施工計画書の提出は除く）、段階確認書、確認・立会書、夜間・休日作業届の書類の提出については、電子メールにて提出できるものとする。なお、電子メールの宛先は「jg-g-seibi@city.maizuru.lg.jp」とし、表題には工事名等を明記すること。

（２）軽微な変更の場合（工期や数量だけの変更等）は変更施工計画書の提出を不要とする。

（９）本工事において、施工箇所周辺の住民に対する交通規制等の事前周知を徹底すること。

２５．週休２日制工事について

（１）本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、完全週休２日に取り組む工事である。

（２）完全週休２日制工事の実施方法・確認方法及び労務費等の補正は、「京都府週休２日制工事実施要領(令和７年９月改定)」に基づき実施すること。(HP:https://www.pref.kyoto.jp/shido-gijyutsu/shuukyuufutuka.html)

（３）完全週休２日

施工に必要な期間内の全ての週で、土日が現場閉所された状態をいう。

（４）受注者は、契約後、完全週休２日を達成するための工程を計画し、施工計画書の工程管理表へ反映させるものとする。

(補正係数)

（５）週休２日の実施状況に応じた補正係数は以下のとおりとする。

【土木工事(港湾工事を除く)】

	完全週休２日	月単位の週休２日	通期の週休２日
労務費	1.02	1.02	補正しない
共通仮設費率	1.02	1.01	補正しない

現場管理費率	1.03	1.02	補正しない

（補正方法）

（６）週休２日制工事における経費の補正方法は次のとおりとする。

・完全週休２日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で、予定価格を作成するものとする。

・実績において、完全週休２日を達成したと認められない場合は、次のとおりとする。

ア　土木工事(港湾工事を除く)

舞鶴市工事請負契約約款第 24 条の規定により、各経費に乗算する補正係数を月単位の週休２日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。

また、月単位の週休２日を達成したと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を 1.00 に変更するものとする。

イ　港湾工事

月単位の週休２日を達成した場合は、補正係数を変更しないものとする。

月単位の週休２日を達成したと認められない場合は、舞鶴市工事請負契約約款第 24 条の規定により、各経費に乗算する補正係数を 1.00 に変更するものとする。

（工事成績評定）

（７）週休２日制工事における工事成績評定は次のとおりとする。

(1) 完全週休２日を達成したと認められる工事については、工事成績評定の「創意工夫」で加点を行う。

(2)現場閉所率が 21.4%(6 日/28 日)未満となる等、明らかに週休２日制工事に取り組む姿勢が見られなかった場合、工事成績評定で減点を行う。

２６．その他

（１）本工事は、下記工事と諸経費の調整を行っている。

・舞土道改第７号　和泉通線（その２）道路改良工事

・舞土道改第８号　和泉通線（その３）道路改良工事

・舞土道改第９号　丸山通線道路改良工事

（２）設計図書に明記されていない事項であっても、工事遂行上必要な事項は監督員の指示に従い受注者の負担により施工を行わなくてはならない。
（３）特記仕様書に明記されていない事項及び、疑義が生じた場合は遅滞なく監督職員と協議を行ない、その指示により施工を行うこと。
（４）工事中、一時取り壊した構造物については、監督員の指示に従い復元し、在来の物となじみよくしなければならない。
（５）通行制限を伴う作業を行う際は、請負者が責任をもって警察と事前協議を行うこと。但し、提出書類（施工体制図、工程、安全管理図等）は、事前に監督員の確認を受けること。
（６）再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及びその実施状況を記載する様式については、国土交通省ホームページに掲載されている建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（EXCEL 形式）を使用し、計画書１部（紙）、実施書１部（紙）及び EXCEL データを監督職員へ提出するものとする。なお、舞鶴市工事共通仕様書３－７－９　再生資源利用［促進］計画書（実施書）の様式は適用除外とする。
（７）本工事の鉄蓋撤去・設置時において、蓋周囲の土砂及びコンクリート殻等の異物が下水道内に落下・流れ込まないよう受け皿を設けるなど、必要な処置を講じ施工すること。